

介護施設等における看取り環境整備推進

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、**看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。**

（補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
 - 養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護事業所
 - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

（最大補助単価）

1 施設あたり

4 1 3 万円

※補助単価は令和6年度の単価



＜改修前の例＞



＜改修後の例＞



（補助要件等）

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。